



農業者に対する総合的な農林行政事務の円滑な処理を図るため、車尾地区の区域を分けて農事実行組合が設置されている。この組合の連合体が農事実行組合協議会である。



| | |
|--------|--------|
| 車尾 2 区 | 農事実行組合 |
| 車尾 3 区 | 農事実行組合 |
| 車尾 4 区 | 農事実行組合 |
| 車尾 5 区 | 農事実行組合 |
| 車尾 6 区 | 農事実行組合 |
| 車尾 7 区 | 農事実行組合 |
| 観音寺 | 農事実行組合 |
| 戸上 | 農事実行組合 |
| 中島 | 農事実行組合 |



農事実行組合長は、市の農林行政事務に関し区域内の調査並びに区域内農業者との連絡、その他市や農協の委嘱する事務を取り扱う。事務を例示すると概ね次のとおりである。

- (1) 農業者への伝達に関する事項
- (2) 農業用水に関する事項
- (3) 畜産の振興に関する事項
- (4) 林業の振興に関する事項
- (5) 産米の生産調整に関する事項
- (6) その他必要な事項

